

過疎債（ソフト分）の概要と 地域鉄道への活用可能性

平成24年10月22日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室長

山口 祥義



実はここにも

総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

過疎法による過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から、平成22年に法の期限をH28年3月末日まで延長(6年間)。
- 3 さらに東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限をH33年3月末日まで再延長(5年間)。

II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長・平成24年再延長)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与**することを目的とする。

III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件: (例) S35～H17(45年間)の人口減少率33%以上。

財政力要件: (例) H18～H20の財政力指数0.56以下。

かつ

【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H24.4.1)	775	1,719	45.1%
人口(平22国調:万人)	1,033	12,806	8.1%
面積(平22国調:km ²)	216,321	377,950	57.2%

IV 過疎法に基づく施策

過疎対策事業債による支援

- ・ H24計画額2,900億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置)
- ・ 改正過疎法により、H22年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、**新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とする。**

- ①太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設
- ②認定こども園・市町村立の幼稚園
- ③図書館
- ※小中学校の統合要件を撤廃

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

- ①産業の振興
- ②交通通信体系の整備
- ③生活環境の整備
- ④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑤医療の確保
- ⑥教育の振興
- ⑦地域文化の振興等
- ⑧集落の整備
- ⑨その他(自然エネルギー、防災等)
- ※上記事業に係る基金積み立ても可能

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の配分を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 		

2 地方債計画額

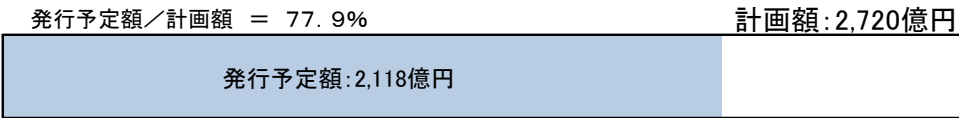
平成24年度 2,900億円

平成23年度(改定後) 2,900億円

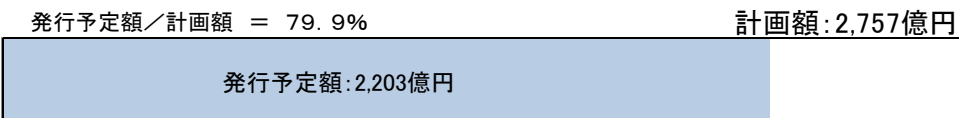
過疎対策事業債の発行状況について

1 H20～H24の状況

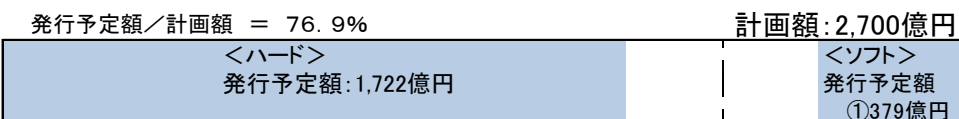
◆H20(ハードのみ)



◆H21(ハードのみ)



◆H22(ハード・ソフト)



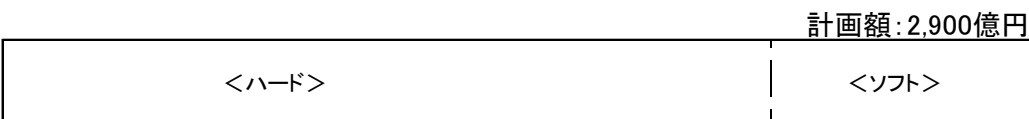
← 発行限度額総計 →
②662億円 ①/②(57.3%)

◆H23(ハード・ソフト)



← 発行限度額総計 →
②702億円 ①/②(65.2%)

◆H24(ハード・ソフト)



(注)計画額は改定後の額である。

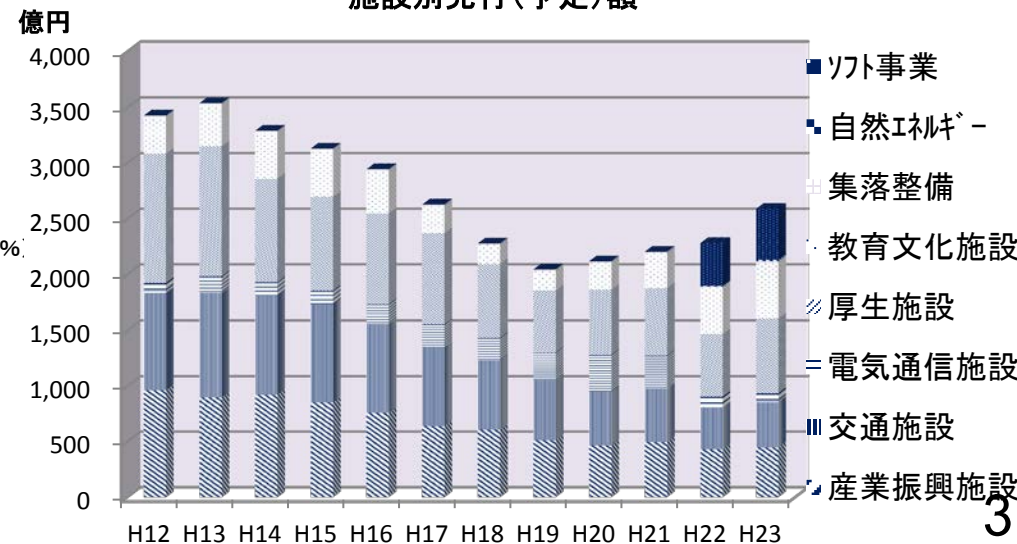
発行限度額総計 727億円

2 自立促進法における発行状況の推移

地方債計画額と発行(予定額)の推移



施設別発行(予定)額



過疎対策事業債（ソフト分）について

1 対象事業

・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

2 発行額

- ・市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能（最低保障額は3,500万円）
- ・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して発行額379億円（活用率：57.3%）
- ・H23年度は発行限度額の総計約702億円に対して発行予定額458億円（活用率：65.2%）

ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能！

過疎対策事業債（ソフト分）の都道府県別活用率（平成23年度発行予定額ベース）

※活用率＝各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和／各都道府県内の過疎市町村の発行限度額の総和
 なお、100%以上の団体については、防災・減災事業に係る上限額拡充を活用した団体である

活用率	団体数	都道府県（活用率：％）
95%以上	4	石川県（101.9%）、和歌山県（101.8%）、兵庫県（101.5%）、島根県（96.8%）
95%未満 80%以上	5	長崎県（92.4%）、三重県（92.3%）、高知県（91.6%）、福岡県（88.2%） 山形県（84.2%）
80%未満 60%以上	13	茨城県（74.3%）、北海道（73.5%）、新潟県（72.8%）、長野県（72.6%）、 京都府（71.8%）、栃木県（67.8%）、愛媛県（67.7%）、千葉県（67.3%） 佐賀県（67.2%）、宮城県（62.6%）、鹿児島県（60.4%）、岩手県（60.0%） 福島県（60.0%）
60%未満 40%以上	14	広島県（59.9%）、青森県（59.6%）、大分県（59.0%）、沖縄県（54.3%） 山口県（53.6%）、宮崎県（52.9%）、徳島県（52.1%）、滋賀県（51.9%） 鳥取県（47.4%）、岡山県（46.3%）、岐阜県（43.7%）、山梨県（42.6%） 群馬県（41.7%）、香川県（41.5%）
40%未満 20%以上	7	秋田県（35.1%）、福井県（34.0%）、奈良県（26.1%）静岡県（25.8%）、 埼玉県（25.0%）、愛知県（23.8%）、富山県（22.1%）
20%未満	1	熊本県（19.6%）
0%	1	東京都（0.0%）

過疎対策事業債（ソフト分）の活用率（平成23年度発行予定額ベース）

<市町村別活用率の例>

※活用率＝各市町村の発行限度額に対する同意等予定額の割合（H22年度）
各市町村の発行限度額に対する発行予定額の割合（H23年度）

※下の10道県は、各道県内の過疎市町村における発行限度額の総和の大きい上位10団体
（ ）はH22年度の活用率に基づく団体数

都道府県 活用率	北海道	鹿児島県	長崎県	秋田県	熊本県	岩手県	島根県	新潟県	大分県	青森県
95%以上	66(64)	15(17)	8(12)	1(2)	2(4)	4(8)	15(18)	7(7)	4(4)	7(7)
95%未満 80%以上	20(10)	2(1)	3(0)	2(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(1)	4(2)	2(2)
80%未満 60%以上	9(8)	5(4)	0(0)	0(1)	0(0)	4(2)	1(1)	1(0)	1(1)	3(0)
60%未満 40%以上	9(11)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	4(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(2)
40%未満 20%以上	7(6)	2(2)	0(0)	4(2)	0(0)	2(2)	1(0)	0(0)	2(3)	4(0)
20%未満	10(5)	4(7)	0(0)	4(5)	5(2)	4(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(3)
0%	22(39)	10(9)	0(0)	7(10)	17(21)	3(10)	0(0)	3(5)	4(5)	9(14)
合計	143 (143)	40 (40)	12 (12)	20 (20)	27 (27)	22 (23)	19 (19)	14 (14)	16 (16)	28 (28)

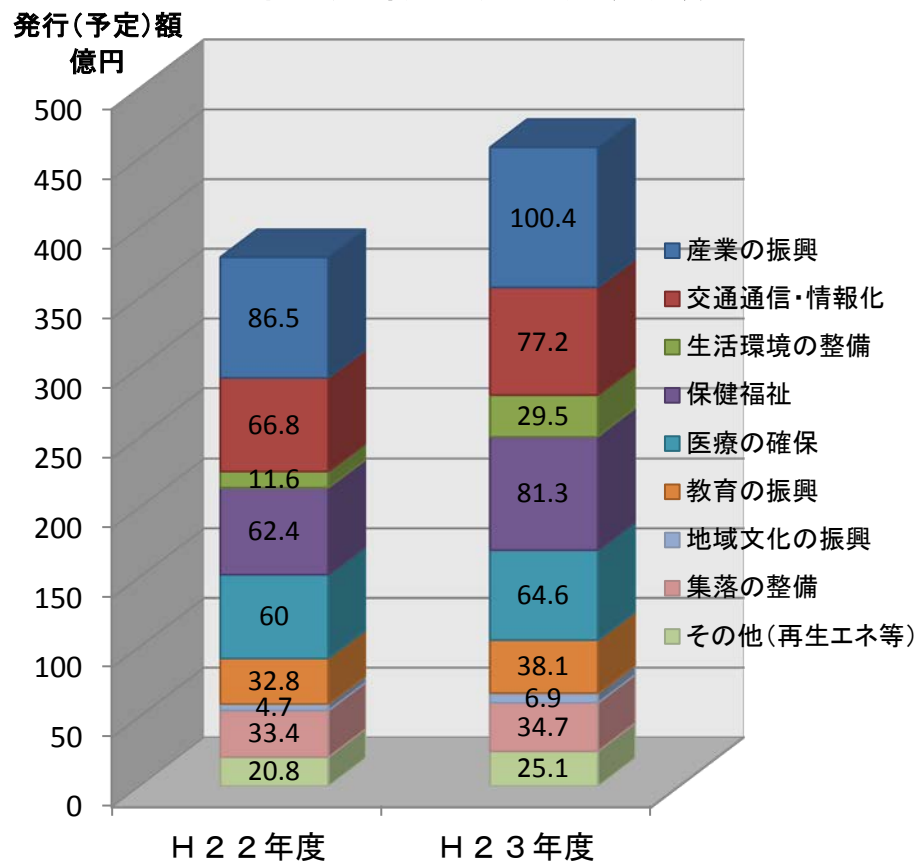
過疎対策事業債（ソフト分）のH22年度とH23年度の活用率の比較

◆ポイント

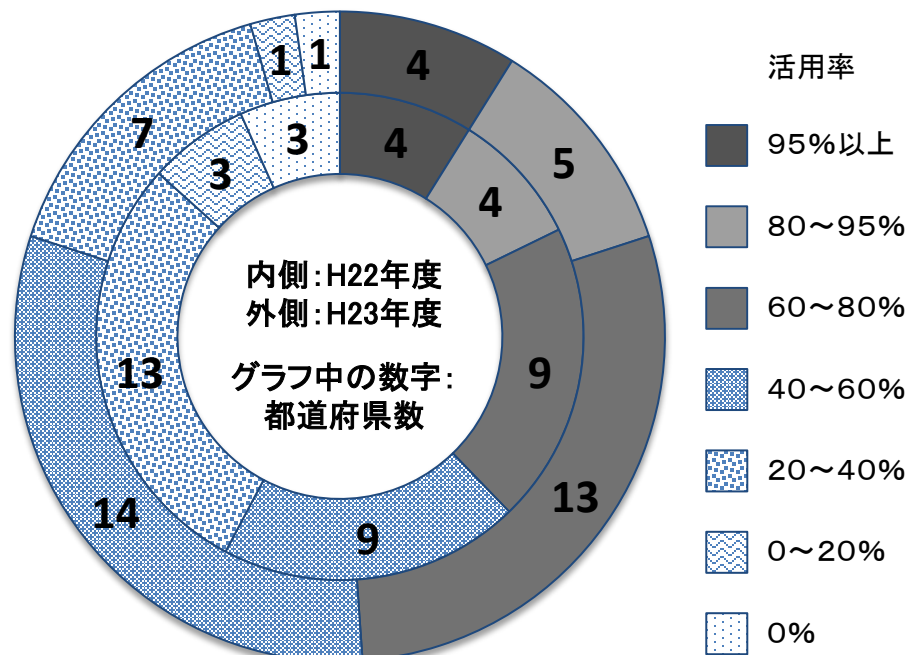
- 全体の活用率は上昇 H22年度(379億円:57.3%) → H23年度(458億円:65.2%)
- H22年度からH23年度に活用率が上昇したのは36道府県(過疎関係都道府県は45)
- 事業分野別では、H22年度及びH23年度ともに「産業の振興」が最も活用

※過疎債活用率＝過疎市町村の発行(予定)額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

事業分野別の発行(予定)額



都道府県別の活用率



過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額について

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

<発行限度額の算定>

・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

算式の符号

A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の
前年度の地方交付税第11条の規定により算
定した基準財政需要額

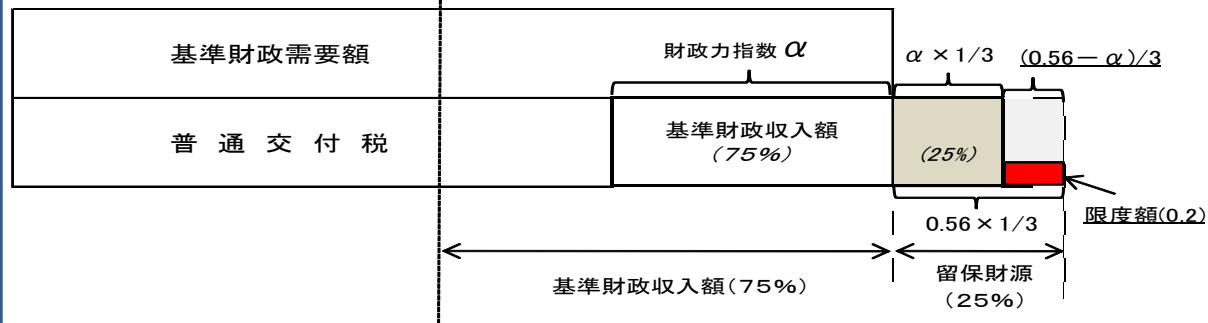
B 当該市町村の財政力指数(発行限度額を
算定する年度前3年度の平均)

※財政力の弱い市町村に配慮するとの考えか
ら、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値と
した。

・最低保障額3500万円

限度額算定のイメージ

財政力指数0.56
(過疎団体の要件)



【算式】 前年度の基準財政需要額 $\times (0.56 - \alpha) \times \frac{1/3 \times 0.2}{1/15}$

- * 0.56: 過疎法の財政力指数指定要件
- * α : 当該団体の財政力指数
- * 1/3: 基準財政収入額の算入割合(75%)と留保財源(25%)の比率

<H24年度からの運用弾力化>

ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が、

○地方債計画額(H24年度:2,900億円)の範囲内で、かつ、

○ソフト分の発行限度額の合算額(H24年度:727億円)に達しない場合、

■財政力指数0.56以下の市町村について、

■現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算
(最大で現行発行限度額の2倍)

※同意等の際に、個々の事業内容を考慮するものではない。

※基金への積立ては、対象外。

を行うことができることとする。

過疎債（ソフト分）を活用した地域鉄道の維持・活性化の取組事例



運営維持のための直接的支援

- 鉄道の運営維持・経営安定化のため支援
 - ・施設維持管理への補助
 - ・欠損金への補助
 - ・経営助成のための基金造成

鉄道利用者への補助

- 通学定期券購入への補助
 - ・定期券使用期間満了後に、自治体窓口への交付申請を行った購入者に対し、購入費の一部を補助 等

利用促進のためPR活動等

- 利用促進協議会への補助
- 鉄道の利用を促進するPR活動、イベント等の実施

過疎債(ソフト分)活用事例(エコパスポートによる観光振興・北海道弟子屈町)

事例の概要(事業名: 弟子屈2daysエコパスポート)

地域公共交通の活性化を図るため、弟子屈町地域公共交通活性化協議会が夏期と冬期の**観光シーズンに実施**。

町内の既存路線バス・臨時運行バス及びJRの2日間乗り放題切符(弟子屈2daysエコパスポート)の事業費の一部を支援するもの。



バス: BDF燃料使用
→CO2削減

事例の内容

○利用者数(H22年度): 2,612名(前年度比16%増)

事業内容

弟子屈2daysエコパスポートの事業費の一部を補助

総事業費

平成22年度 7.3百万円
(うち過疎債 7.2百万円)

事業効果

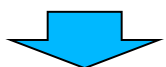
- 生活交通と観光交通との連携
- 環境負荷への軽減
- 観光業への新たな活力
- 地域公共交通の活性化・再生への取組が評価され、国土交通大臣表彰を受賞



ポイント

○背景

- ・観光地であるため、来訪車両から受ける環境プレッシャーが大きな課題(年間100万人を超える観光客及び20万台以上の来訪車両)
- ・バス、JRの利用者数は減少傾向



公共交通機関で観光できる環境の形成

- 観光客目線に立った受け入れ態勢の確立
- 環境負荷の軽減、バス・JRの利用者数増、観光業への新たな活力



- ・バス路線の再編、JRと連携したダイヤの作成
- ・1枚のパスでバス、JR、レンタサイクル利用可